

開 会 式

〔一同起立〕

○事務局長（山田 恭君） ただいまから開会式を行います。議長から挨拶をいただきます。

〔議長 水野正敏君登壇〕

○議長（水野正敏君） おはようございます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

江崎知事には、先般執行されました選挙におきまして、めでたく当選の栄に浴されましたこと、心からお喜びを申し上げますとともに、県政発展のために今後一層の御活躍を期待するものであります。

さて、本日、令和七年第一回岐阜県議会定例会が招集されましたところ、議員各位の御参集を得て、ここに開会の運びとなりました。

本定例会に提出されております各案件は、令和七年度一般会計予算をはじめ、いずれも新年度の県政の運営と施策に関わる重要な案件ばかりであります。議会に課せられた役割を十分に果たし、県民の声を県政に反映できますよう、県政の諸課題も含め活発な御審議を賜りますことをお願い申し上げます。

議員並びに執行部各位におかれましては、議事運営に格別の御協力をお願いいたしまして、開会の挨拶いたします。よろしくお願いします。

（拍手）

○事務局長（山田 恭君） 知事から挨拶をいただきます。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 皆様、おはようございます。

二月六日付で知事に就任いたしました江崎禎英でございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和七年第一回岐阜県議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位の御参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいま議長から、このたびの知事就任に際しまして激励のお言葉をいただきました。誠にありがとうございます。

先般の岐阜県知事選挙におきまして、県民の皆様から御支援を賜り、知事に就任をさせていただきました。県民の皆様の期待に添う県政の負託を受けまして、責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。本県の発展のため全力で取り組んでまいる所存でございます。今後とも議員各位の御指導を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

さて、今議会に上程いたします案件は、令和七年度当初予算をはじめ、いずれも極めて重要なものとなっております。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

（拍 手）

○事務局長（山田 恭君） これをもちまして開会式を終わります。

〔一同着席〕

第一号 二月二十一日



議 事 日 程（第一号）

令和七年二月二十一日（金）午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 議第一号から議第五十七号まで



本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 一 日程第一 会議録署名議員の指名について
- 一 日程第二 会期の決定について
- 一 日程第三 議第一号から議第五十七号まで

十六番
十七番
十八番
十九番
二十番
二十一番
二十二番
二十三番
二十四番
二十五番
二十六番
二十七番
二十八番
二十九番
三十番
三十一番
三十二番
三十三番

小松加田高長国水野酒布広若恩安藤今所
原岡藤中殿屋枝野村向俣瀬井田井本井

正 大 勝 光 慎 吉 美 正 敦 佳 惠 政 竜
 太
尚 人 博 士 尚 征 郎 近 穂 薫 也 修 子 幸 忠 司 嘉 也
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

第一号

二月二十一日

四十八番	四十七番	四十六番	四十五番	四十四番	四十三番	四十一番	四十番	三十九番	三十八番	三十七番	三十六番	三十五番	三十四番
猫田	岩井	玉田	尾藤	村下	森	佐藤	平岩	伊藤	川上	伊藤	渡辺	野島	水野
	豊太	和浩	義昭	貴夫	正弘	武彦	正光	秀光	哲也	正博	嘉山	征夫	正敏
孝君	郎君	浩君	昭君	夫君	弘君	彦君	光君	光君	也君	博君	山君	夫君	敏君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	事務課長	総務課長	議事調査課長	議事調査課管理調整監	同 課長補佐	同 係長	同 主査	同 主査
山田 恭	桂川 義彦	若野 明	大平 洋右	西直人	佐藤 由子	脇若 知香	杉山 俊之	



説明のため出席した者の職氏名

知事	副知事	会計管理者
江崎 禎英君	大森 康宏君	丸山 淳君

秘書広報統括監	総務部 長	清流の国推進部長	清流の国推進部デジタル推進局長	危機管理部長	環境生活部 長	環境生活部県民文化局長	健康福祉部 長	健康福祉部子ども・女性局長	商工労働部 長	観光国際部 長	農政部 長	林政部 長	県土整備部 長	都市建設部 長	都市建設部都市公園・交通局長	教育部長	警察本部長
三沼正信	三木文平	市橋貴仁	松本順志	平野孝之	渡辺幸司	竈橋智基	丹藤昌治	堀智考	兼松伸和	崎浦理加	足立葉子	久松一男	野崎眞司	藤井忠直	舟久保敏	堀貴雄	三田豪士

代表	監査委員	鈴木祥一君
人事委員会事務局長	中根基訓君	
労働委員会事務局長	布施明彦君	

+++++

二月二十一日午前十時四分開会

○議長（水野正敏君） ただいまから令和七年第一回岐阜県議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

+++++

○議長（水野正敏君） 日程第一 会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会議録署名議員に、五番 今井瑠々君、八番 森 治久君、十三番 伊藤英生君、十九番 安井 忠君、二十九番 高殿 尚君を指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正敏君） 御異議なしと認めます。よつて、それぞれの指名のとおり決定いたしました。



○議長（水野正敏君） 諸般の報告をいたします。

書記に朗読させます。

（書 記 朗 読）

議案の提出について

知事から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、議第一号 令和七年度岐阜県一般会計予算ほか五十六件の議案の提出がありました。

専決処分の報告について

知事から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、地方自治法第百八十条第二項の規定により、報第一号訴えの提起についてほか二十件の専決処分の報告がありました。

指定金融機関の状況の報告について

知事から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、報第二十二号 令和六年度指定金融機関の状況についての提出がありました。

職員の給与等に関する報告等について

人事委員会委員長から、令和六年十二月十九日付をもって、地方公務員法第八条、第十四条及び第二十六条の規定により、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に係る職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する報告がありました。

なお、この報告及び勧告の写しは既に配付いたしております。

監査結果等の報告の提出について

監査委員から、お手元に配付のとおり、令和六年十二月二十五日付及び令和七年一月二十八日付をもって、地方自治法第百九十九条第九項の規定により定期監査の結果について、令和七年一月二十八日付をもって、地方自治法第百九十九条第九項の規定により随時監査の結果について、並びに令和六年十二月二十五日付及び令和七年一月二十八日付をもって、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により例月出納検査の結果に関する報告の提出がありました。

+++++

○議長（水野正敏君）

日程第二 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から三月十九日までの二十七日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正敏君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から三月十九日までの二十七日間と決定い

たしました。

+++++

○議長（水野正敏君） 日程第三を議題といたします。

提出議案に対する知事の説明を求めます。知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 改めまして皆様、おはようございます。

第五十六代岐阜県知事に就任いたしました江崎禎英でございます。

本日、令和七年第一回岐阜県議会定例会が開催されるに当たり、今後四年間の県政運営に関する所信を述べさせていただきます。

令和三年に行われました知事選以来、四年間にわたり県内約十七万キロメートルを走り、県民の皆様の思いや御意見を伺ってまいりました。

その中で特に強く感じましたのは、大変多くの方々が不安や閉塞感を感じておられるということでした。県内の多くの地域では若者の流出によって人口減少が加速し、耕作放棄地は増え、多くの山が荒廃し、鳥獣害が多発しております。他方、人口が増加する都市部においては、自治会の加入率が低迷し、地域のつながりが希薄化するなど様々な課題が生じております。

また、子供の数が減少し、学校が統廃合される中、不登校や障がいのある子供たちが増えつつある状況に加え、出産や育児に対する不安の声もたくさん伺いました。

県民の皆様からは、将来、自分の住む地域は消滅してしまうのではないかと、子供たちが安心して暮らせる未来は来るのかといった切実な思いの下、岐阜県を変えてくださいといった声を何度も伺いました。

そこで私は、これらの不安や閉塞感を払拭し、県民の皆様と共に明るい未来をつくるため、安心とワクワクをテーマに、「人やモノが集まる岐阜県」を実現するための政策を企画立案することを提唱してまいりました。幸いなことに、本県は日本の真ん中に位置しており、豊かな自然、多種多様な食材、世界に誇るべき歴史や伝統文化など、数多くの魅力がそろっておりです。こうした強みを生かし、岐阜県から安心とワクワクにあふれる政策を実施することで、現在日本社会が直面する様々な課題に挑戦してまいりたいと考えております。

そこで私は、以下に申し上げる十の目指すべき目標を掲げ、安心と挑戦の岐阜県の実現に向けて、迅速かつ効果的に政策を進めてまいります。

まず目標の第一は、「若者や女性が持てる力を発揮できる働き方や職場をつくる」ことです。

本県では、若者、とりわけ若い女性の流出が顕著であり、人口減少に歯止めがかかりません。その背景には、男性、女性といった性差に関する偏見や古い価値観の押しつけなど、若者や女性の意見が反映されにくく、活躍の場が見いだせないといった点が指摘されています。

こうした状況を改めるため、企業の皆様に御協力いただき、残業を前提とした長時間労働の在り方を見直し、子育て中の女性や多様な価値観を持った若者などがやりがいを持って働き、十分な収入を得る機会を創出する働いてもらい方改革、これを進めてまいりたいと考えております。これにより、地域の中小零細企業が直面する人手不足の問題にも対応してまいります。

将来的には、副業を可能にする雇用形態の実現など、若者や女性に選ばれる地域づくり、さらには高齢者や障がいのある方にとっても働きやすい持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

目標の第二は、「子どもを産み育てやすい環境やサポートシステムをつくる」ことです。

少子化の問題は一朝一夕には解決できませんが、まずは現在急速に増えつつある産後鬱などの問題に対応するため、安心して子供を産み育てられる環境を整備いたします。

具体的には、結婚から妊娠、出産、育児まで、ライフステージに応じたサポートシステムを構築いたします。あわせて、男性の育休活用を促進するなど、家事、育児、介護などを男女が共に担うライフスタイルを促進してまいります。将来的には、子供や子育て世代を地域や社会が一体となつて支える岐阜県をつくってまいります。

目標の第三は、「お年寄りや障がいがある方が活躍できる場や居場所をつくる」ことです。

現在、県内では人口減少が進む地域を中心に高齢化が顕著になっております。人生百年時代と言われる今日においては、高齢者が健康で生きがいを持って活躍できる環境が必要です。特に、独り暮らしの高齢者が家に閉じこもることなく、地域との関わりを持ち続けられる場の提供が重要です。

また、障がいの有無に関わらず、その方の希望や能力、適性を十分に生かして、共に働き、暮らしていく社会を実現することが求められています。

そのため、高齢者や障がいのある方がそれぞれにふさわしい働き方ができるよう、企業における業務の切り出しや細分化など、柔軟な雇用形態を推奨してまいります。

さらに、文化の伝承や地域社会の維持管理、農作業など、高齢者や障がいのある方が地域のコミュニティで活躍できる場を市町村と共に生み出してまいります。

目標の第四は、「災害などに強いインフラや医療・防災システムを整備する」ことです。

近年、気候変動の影響により全国各地で豪雨災害が頻発化・激甚化しているほか、南海トラフ地震など大規

模地震の発生も懸念されるところです。災害時にも社会機能が維持されるよう、道路や河川などの計画的な整備、上下水道など老朽化が進むインフラ施設の計画的な改修を進めてまいります。

また、大規模災害が発生したときにも、県民の命を守るため自助の実践に向けた防災教育、自治会など地域ぐるみの防災訓練や避難所運営支援などによる共助の強化を進めてまいります。

さらに、県内の医療資源を見直し、他県との連携も図りながら災害時の医療救護体制を充実させてまいります。

目標の第五は、「鳥獣害のない里山を作り多様な価値を生む農業を推進する」ことです。

農村地域では、農家の高齢化に加え、野生鳥獣の度重なる被害から営農意欲が減退し、耕作放棄地が増加することにより野生鳥獣が集落に近づくとともに、その個体数が増える原因となり、さらなる被害へとつながっています。個々の農家による鳥獣害対策には限界があり、地域全体で連携して対策を行う体制が必要です。

一方で、野生鳥獣は生物多様性や動物愛護の観点から適切に保護、管理することも必要です。このため、野生鳥獣の生息域の確保による生態系の保全を図りつつ、ドローンや人工衛星など最新の技術も用いながら、鳥獣害を効果的に減少させる先進的なモデルとなる対策を確立してまいります。

さらに、有機、農薬不使用など環境調和型の農業の推進、農村の魅力を生かした体験型教育、高齢者や障がいのある方の活躍の場、観光としての農業の推進など、農業全体の付加価値と収益性を高めてまいります。

目標の第六は、「山林や堆肥などを活用したクリーンなエネルギーを供給する」ことです。

本県は、県内の約八割を森林が占める木の国・山の国です。しかし、その一方で所有者が確定できないため、効率的な林道の整備や計画的な木材の搬出は難しいといった課題もあります。

こうした課題に取り組むため、山林管理についての新たな制度構築を行うとともに、木材の生産だけでなく木質バイオマス燃料に加え、端材や枝葉、堆肥などから生産するバイオコークスなど、カーボンニュートラルな新エネルギーを開発し、供給する体制の確立を目指します。これらを通じて森林資源の利用を拡大し、林業の持続性を高める対策を進めてまいります。

このほか、太陽光や小水力、地熱など地域の資源を活用して、地域に必要なエネルギーを供給する体制を構築し、二〇五〇年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする脱炭素社会ぎふの実現を目指してまいります。

目標の第七は、「中堅中小企業の生産性を高め伝統産業の価値を発信する」ことです。

県内の中堅中小企業は、本県の経済を支える重要な存在である一方、労働条件や福利厚生が大企業に比べて見劣りする、あるいはそこで働く人々にとって長期的なキャリアビジョンが持ちにくいなどの理由から、人材の確保が困難になっております。特に伝統産業においては、かつての商習慣が依然として存続しているケースが多く、ビジネスモデルを転換し、企業イメージを向上させることが必要です。

幸い、本県には歴史に培われた伝統産業が数多く根づいております。これら伝統産業の魅力を発見・発信し、認知度を向上させるとともに、そのたくみの技を継承していくため、観光と連動したストーリー性のある情報発信、あるいは現代のデザインとの融合など、その価値の創造、拡大に努めてまいります。

目標の第八は、「社会課題を解決し未来を拓く新たなビジネスや産業を生み出す」ことです。

例えば農業者の高齢化、後継者不足によって増加する耕作放棄地、あるいは人口減少に伴って増える空き家など、こうした問題について、教育や観光、地域振興、防災など多様な観点から活用に向けてアプローチすることで、課題の解決と同時に地域と連携した教育、観光誘客、地域コミュニティの深化や防災拠点の確保な

ど、様々な効果をもたらすことが考えられます。

特に大都市名古屋に隣接する地の利や、さらにはリニア中央新幹線、東海環状自動車道といった交通ネットワークを活用して、新たなビジネスを生み出す取組を支援してまいります。

さらには、鳥獣害対策や山林資源の活用など、先端技術を取り入れることで全国的に展開できる産業の構築も推進してまいります。

目標の第九は、「豊かな感性を育み多様な子どもが一緒に学ぶ教育を実現する」ことです。

子供たちは一人一人が異なる特徴や才能を持ち、これからの社会をつくっていく大切な担い手です。子供たちが生きる力をも身につけるには、主体的に学び、考え、失敗を恐れず様々な経験を重ねることが重要です。

一方で、全国の小・中学校には約三十五万人の不登校の児童・生徒がおり、いじめや友人関係、学業など様々な悩みを抱えております。専門家によるサポートや適切な教育プログラムの提供、居場所の確保などの支援を充実させることが求められています。

こうした状況に対応するため、学校や家庭、地域社会が連携して環境を整備し、地域の課題を発見・解決する学びを通して視野を広げ、自信や誇りにつながる教育を実現してまいります。

将来的には、社会の中で人と交わり、共に生活していくために必要なソーシャルスキル向上のため、異年齢の集団による教育活動を推進してまいります。

目標の第十は、「文化や芸術、スポーツなど人生を豊かにする活動を促進する」ことです。

文化・芸術は、地域社会のアイデンティティーを形成するとともに人生を豊かにし、人々を結びつける重要な役割を果たすものです。また、スポーツは身体的な健康だけでなく健全な精神や社会的スキルの発展にも寄

与します。

しかしながら、現状では、こうした分野に取り組む若者の数が減り、文化や芸術そのものの維持発展が難しくなっています。また、スポーツにおいては、人口減少によって学校単位でのチーム編成が難しくなっております。

このため、県民の皆様が日頃から文化・芸術・スポーツに親しむことができる環境を整備し、より豊かな生活を楽しむとともに、外国人も含めた県外の方々に魅力を感じてもらおう仕組みの構築に努めてまいります。

ただいま申し上げました十の目指すべき目標の下、安心と挑戦の岐阜県として積極的かつ分かりやすい県政運営が行えるよう、組織の再編を行います。

具体的には、働いてもらい方改革や異年齢集団での教育、農業・林業の高付加価値化など、複数の部局にまたがる重要課題について、法制度の見直しも視野に入れた政策立案を行うため、未来創成局を新設いたします。なお、こうした政策を県内外に発信する際の分かりやすさ、これを重視して、未来創成局を設置する清流の国推進部の名称を総合企画部に改めます。

また、子供の育成や女性の活躍に関する政策を強力に推進するため、現行の子ども・女性局を子ども・女性部に昇格させ、業務を拡充いたします。

さらに、「清流の国ぎふ」文化祭などの成果を生かし、観光振興や国際交流とともに県の魅力を効果的に国内外に発信するよう、観光文化スポーツ部を新設いたします。

新たな県政運営に当たっては、議会の皆様はもとより、県民の皆様の声にしっかりと耳を傾けるため、引き続き自ら現場を訪れ、課題に向き合いながら答えを探す取組を継続するとともに、市町村をはじめ、県民参加

型の課題解決手法を構築してまいります。

具体的には、抽出した政策課題に対して、県民の皆様から募集したアイデアの中から優れたものを選んで具体的な取組を支援する政策オリンピックを実施いたします。これにより効果も確認された優れた取組を他の地域に広げる、いわゆるトップランナー方式による政策展開を行います。

自らの意見で県政を変えることができると考える体験こそが、県政をより身近なものにしていくとともに、ふるさとに対する誇りと愛着を育てることにつながると考えております。

以上、県政運営における所信を申し上げましたが、岐阜県を「共に未来を創る場所（ところ）」とするため、議員各位をはじめ、県民の皆様の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、本日提出いたしました議案を御説明いたします。

今回御審議いただきます案件は、予算二十七件、条例十八件、契約その他十二件、合計五十七件でございます。

最初に、令和七年度当初予算について申し上げます。

知事就任後の時間的な制約がある中ではありましたが、これまでの政策の流れを踏まえながら、先ほど申し上げました目指すべき十の目標に沿って予算編成を行いました。

なお、人件費、公債費、社会保障関係費などの義務的・内部管理的経費のほか、継続事業については、年間の所要額を計上しております。

また、道路整備や河川改修などインフラ整備につきましては、円滑な事業執行が行えるよう配慮しております。

それでは、当初予算の概要につきまして、目指すべき十の目標に沿って御説明をいたします。

一つ目の「若者や女性が持てる力を発揮できる働き方や職場をつくる」では、スタートアップに取り組む女性に対する補助率を引き上げて重点的に支援するとともに、マイクロワークなど新たな環境づくりに取り組む事業者への支援を実施してまいります。

また、若者のＵターン就職や転職と県内定着を促進するため、奨学金の返済を支援してまいります。

さらに、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、特に優れた取組を行うエクセレント企業の認定を目指す企業に対し、アドバイザー派遣などの支援を行ってまいります。

二つ目の「子どもを産み育てやすい環境やサポートシステムをつくる」では、妊娠を望む方に対して特定不妊治療費の自己負担分を助成するほか、新生児マススクリーニング検査の対象を二疾患追加するなど、妊娠期から出産までを一貫して支援してまいります。

また、多胎児や児童養護施設入所児など、特に支援が必要な方への給付金を充実するほか、保育士や放課後児童クラブ従事者の育成・定着を支援する子育て人材支援センター、これは仮称でありますけれども、設置いたします。

さらに、里親支援センターを県内四か所に設置し、里親の育成、マッチングを支援してまいります。

三つ目の「お年寄りや障がいがある方が活躍できる場や居場所をつくる」では、県庁にある高齢者生きがいづくり応援窓口を喫茶店などに出張させて相談に応じるほか、農業と福祉に関する専門的知見を有する農福連携技術支援者の育成や、障がい者雇用企業支援センターの活動により、障がい者の就労と職場への定着を図ってまいります。

さらに、医療的ケアを必要とする児童・生徒への看護師派遣を宿泊学習や修学旅行にも拡充いたします。

四つ目の「災害などに強いインフラや医療・防災システムを整備する」では、南海トラフ地震の被害想定の見直しを行うとともに、他県からの避難者の受入れや観光客も含めた避難対策の検討を行うほか、住民参加型の避難訓練の手法を確立するため、政策オリンピックによってアイデアを募集し、支援してまいります。

また、避難所の環境を国際基準レベルに改善するため、パーティションや簡易ベッドなどを備蓄するとともに、福祉避難所に車椅子や歩行器などを配備してまいります。

五つ目の「鳥獣害のない里山を作り多様な価値を生む農業を推進する」では、野生鳥獣による被害を効果的に減らすため、ニホンザル対策の手法を政策オリンピックによって募集し、優れた対策を横展開するとともに、GPSを活用した行動域のモニタリングなどを実施してまいります。

また、有機農業の研修会やオーガニックマルシェを開催するほか、ジビエの活用促進に向け、県内や首都圏でのフェアの開催や、解体処理事業者の施設改修経費などを支援してまいります。

六つ目の「山林や堆肥などを活用したクリーンなエネルギーを供給する」では、木質バイオマスの利用を促進するため、アドバイザーの派遣や設備導入を支援してまいります。

また、G-クレジットの取引の活性化を図るとともに、木質バイオマス燃料の安定的・効率供給に向けたいわゆるエネルギーの森の整備や実証に取り組む事業者を支援してまいります。

七つ目の「中堅中小企業の生産性を高め伝統産業の価値を発信する」では、AIなどの先進技術を活用し、製造現場における生産管理や製品検査などの自動化技術を開発するほか、先端技術を活用した省力化技術などを実証する企業を支援してまいります。

また、技術の高度化や新製品開発に取り組む中小企業の機器導入経費を支援するほか、中小企業の製造コスト削減や製品開発を支援する県の工業系試験研究機関の設備を整備いたします。

八つ目の「社会課題を解決し未来を拓く新たなビジネスや産業を生み出す」では、先端技術などを活用して、業務改革や新ビジネス創出によって顧客提供価値や収益の向上を目指す企業の取組を支援するほか、ドローンビジネスの販路開拓や機体の開発・製造経費などを支援してまいります。

また、中小企業のデジタルツールの導入に向けた伴走支援やDX実践に向けたワークショップやセミナーを開催してまいります。

九つ目の「豊かな感性を育み多様な子どもと一緒に学ぶ教育を実現する」では、本県の自然・歴史・文化・産業などに触れる活動を通じて、ふるさと岐阜の魅力を学ぶ機会を提供するとともに、大学や企業などと連携・協働し、地域課題を発見・解決する探究的な学びを実施いたします。

また、専門学科の特性を踏まえた実習装置や設備を整備するとともに、高度なICT機器を整備し、キャリア教育の充実やデジタル人材の育成を進めてまいります。

そして十番目となる「文化や芸術、スポーツなど人生を豊かにする活動を促進する」では、昨年の文化祭の成果を生かし、地域活性化に取り組む市町村や文化団体の活動を支援するとともに、大阪・関西万博や海外との交流を通じて本県の文化を国内外に発信してまいります。

また、世界や全国を目指すアスリートの競技力向上やパラスポーツの振興を図るとともに、本年秋にねんりんピック岐阜二〇二五を開催いたします。

このような考えの下、編成しました議第一号から議第十四号までの令和七年度予算の規模は、一般会計九千

十九億七千万円、特別会計四千八十四億八千万円、合計一兆三千百四億五千万円です。

続いて、歳入の主な事項について御説明を申し上げます。

県税につきましては、賃金上昇や定額減税終了の影響などにより個人県民税の増収が見込まれることなどから、前年度当初予算比百八十一億円増となる二千七百四十三億円を計上しております。

地方譲与税は、特別法人事業譲与税の増収が見込まれることから、三十億円増となる四百三十三億円を計上しております。

地方交付税は、地方財政計画の動向などを勘案し、二十三億円増の一千九百七十五億円を計上しております。県債は、国の税収が好調で臨時財政対策債の発行がないことや、骨格的予算として公共事業を減額していることにより、八十三億円減の五百八十九億円を計上しております。

次に、議第十五号 令和六年度一般会計補正予算につきましては、能登半島地震を踏まえ、国際基準を満たす避難所の開設支援や各圏域における物資拠点の整備を進めるほか、介護事業所や障がい福祉サービス事業所などが職場環境改善や職員の賃上げ、これを実施するための経費を支援いたします。

議第十六号から議第二十七号までは、特別会計の補正予算であり、いずれも年度内の執行見込みなどを勘案し、所要の補正を行うものです。

議第二十八号から議第四十五号までは、条例の制定または改正であり、その主なものを御説明いたします。

議第二十八号は、県職員定数条例などの一部改正であり、児童福祉司などを増員する一方、学級数の減少に応じて教員数を減員することなどにより、県職員の定数を四十二人減としております。

議第三十号は、人事委員会の勧告に鑑み、職務や職責をより重視した給料表への見直しや、扶養手当、地域

手当、通勤手当など、職員手当に係る改正などを行うものです。

議第三十一号は、先ほど申し上げた組織の新設などを行うものです。

議第三十三号は、消防団協力事業所への事業税の軽減措置の適用期間を三年延長するものです。

議第四十一号は、里親支援センターの設備及び運営に関する基準などを定めるものです。

議第四十三号は、建築基準法の改正により建築物の審査対象が見直されることに伴う手数料の改定や、建築物省エネ法の改正により、原則全ての建築物に省エネ基準への適合が義務化されることに伴う手数料の新設や廃止などを行うものです。

議第四十五号は、自動車の保管場所を表示する保管場所標章が廃止されることに伴い手数料を廃止するものです。

次に、議第四十六号から議第五十七号までは、その他の案件でございます。

長良川新橋下部工事及び乗鞍トンネル二期工事の請負契約の締結、鉄嶺トンネル第三期工事及び加茂高等学校第一棟建築工事の請負契約の変更、包括外部監査契約の締結、岐阜県強靱化計画及び岐阜県こども計画の策定、県立病院の第四期中期計画に関する認可等についてそれぞれ議決を求めるものです。

以上をもちまして、提出案件の説明を終わります。御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

+++++

○議長（水野正敏君） お諮りいたします。議案精読等のため、明日から三月四日までの十一日間休会といたし

たいと思います。これに御異議はありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（水野正敏君） 御異議なしと認めます。よつて、明日から三月四日までの十一日間休会とすることに決定いたしました。

+++++

○議長（水野正敏君） 以上をもつて、本日の日程は全て終了いたしました。

三月五日は午前十時までに御参集願います。

三月五日の日程は追つて配付いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午前十時三十七分散会

+++++